

【ABC 消費者情報 Vol. 115】

◎電子マネーを悪用したうそ電話詐欺に注意！

電子ギフト券を購入させたり、コンビニの端末（マルチメディア端末）を操作させて支払わせるうそ電話詐欺の相談が寄せられています。特に、大手企業の相談窓口をかたった架空請求詐欺が多く発生していますので、身に覚えのない請求で、相手から電子マネーでの支払いを求められたら、詐欺を疑いましょう。

■相談事例

○「有料サイトの料金が未納、至急連絡するように」とメールが届き、相手に電話をしたら、コンビニで電子マネーのカードを買って、カード番号を電話で知らせるようにと指示された。支払ったお金はあとで返金すると言うが本当か。

○「2億円を支援します」というメールが届き、受け取り費用として次々とお金を請求され、コンビニのマルチメディア端末で支払ったが、本当に受け取れるのか。

■アドバイス

○身に覚えのない電話やメールでの請求は無視しましょう。

○「支払いをしないと裁判を起こす」などの文面で折り返し連絡するよう指示されても、絶対に連絡してはいけません。

○心当たりがあっても、一人で判断せず、必ずまわりの人に相談しましょう。

○不審に感じたら、消費生活センターや警察に早めに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

[Tel:099-252-1919](tel:099-252-1919)

■警察総合相談電話

Tel: #9110

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/kuho/abc/backnumber.html>

配信停止はこちら

[%url/https:ath:stop%](https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/kuho/abc/backnumber.html)

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター  
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31  
電話 099-258-3611